

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事 (以下「実施機関」という。) が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで、実施機関に対し、「以前情報公開されて以降の特定鉱山における東濃及び県庁の記録、特定鉱山の開発申請一式、上記森林復旧計画一式」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、東濃農林事務所が保有する特定法人の林地開発許可申請書等 (以下「本件対象公文書」という。) を特定した上で、平成 20 年 4 月 10 日付けで、当該特定法人に対して本件対象公文書のうち、当該特定法人から提出された「平成 20 年 2 月 26 日付け林地開発許可申請書 (林地開発許可申請書について (H20.2.26) を構成する文書の一部であり、以下「林地開発許可申請書」という。) 」及び「平成 20 年 2 月 29 日付け復旧計画書 (以下「復旧計画書」という。) 」の公開について条例第 14 条第 1 項の規定による意見聴取を行ったところ、同月 17 日付けで、当該特定法人から、「全文」について、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、平成 20 年 4 月 30 日付け東農林第 260 号で公文書公開決定を、東農林第 260 号の 2 で公文書部分公開決定 (以下これらを「本件処分」という。) を行い、請求者に通知するとともに、当該特定法人に対しては、平成 20 年 4 月 30 日付け東農林第 260 号の 3 により、当該特定法人に対し、当該特定法人に関する情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った (本件対象公文書名及び公開する部分は、別表のとおり) 。

3 異議申立て

当該特定法人 (以下「異議申立人」という。) は、本件処分を不服として、平成 20 年 5 月 14 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成 20 年 5 月 26 日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者 (以下「参加人」という。) より平成 20 年 5 月 30 日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成 20 年 6 月 19 日付けで参加することを許可した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求の目的について

情報公開制度は、県の行政運営の公開性を向上させ、県の県民に対する説明責任を果たすことを目的として定められたものである。

(異議申立人が推測する) 請求者は、私企業の活動の監視という目的の為に、公開請求するものであり、条例第1条の目的に照らして、却下されるべきである。

当社から提出した林地開発許可申請書や復旧計画書は私企業の活動内容に係わるもので、これらが一般に公開されることは、情報公開制度の趣旨から逸脱しているものである。

(2) 条例第6条第3号(事業活動情報)の該当性について

情報公開請求の対象となっている対象公文書に関しては、過去の経緯を踏まえず、一方的に県の指導を受けざるを得ない状況となったものであり、当社としては納得できないものであったが、最終的には指導に従うこととしたものである。それにもかかわらず、今回関係する文書を(異議申立人が推測する)請求者に公開されれば、(異議申立人が推測する)請求者は、公開請求によって得た情報を使用し、行政に対し不当な介入を行い、その結果、行政から当社は不必要な作業及び過剰な出費を強いられることとなり、私企業の自由及び公正な活動を阻害し、その地位と正当な利益を奪うこととなる。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

対象公文書は、異議申立人から提出された森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく林地開発許可申請書、森林の復旧計画書、これらに関し東濃農林事務所が行った関係機関との協議記録及び東濃農林事務所の打合せ・指導内容が記録された文書等である。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号(個人情報)の該当性について

本件対象公文書のうち、「林地開発許可申請書」には、個人所有の土地の土地登記簿面積以外の面積、個人の自署・印影があり、また「林地開発許可について」には、個人所有の土地の土地登記簿面積以外の面積があり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

(2) 条例第6条第3号(事業活動情報)の該当性について

本件対象公文書のうち、「林地開発許可申請書」中、異議申立人の決算報告書(平成18年7月31日締め分及び平成19年7月31日締め分)については、異議申立人は、会社法(平成17年法律第86号)に規定するところの大会社ではない非公開会社であり、当該会社において公表が義務づけられているのは、貸借対照表の要旨の公告であるので、貸借対照表中の会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定められた要旨の科目以外の科目及び金額、損益計算書(当期純利益金額を除く。)、販売費及び一般管理

費、株主資本等変動計算書については、事業活動情報として非公開とした。

また、事業報告書として添付された法人事業概況説明書については、税務署に法人税確定申告書を提出する際に添付されるものであり、当該様式には、「税務署において秘文書として管理します。」との記載もある。これは一体として事業者の財務状況、経営状況及び税務に関することが具体的かつ詳細に示されているものであり、事業活動情報として非公開とした。

残高証明書については、貸借対照表の預金の額を公表する義務を負っていない異議申立人にとっては、秘匿性の高い経理上の内部管理情報と認められ、事業活動情報として非公開とした。

林地開発許可申請書の中の上記以外の部分及び復旧計画書については、林地開発や森林復旧の工事内容を公開する必要性、公益性が認められ、公開することで異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的であるとは認められず、公開とした。

本件対象公文書のうち、「林地開発許可申請書」及び「林地開発許可について」以外の公文書は、林地開発許可申請に対する許可の手続きの過程の透明性や適正性を確保する必要からも原則として公開すべきものであり、公開しても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、また県や関係市の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、公開することとした。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、情報公開請求が条例の目的から逸脱すると主張するが、条例第1条には「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動の県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにする」と規定され、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにしており、本件の情報公開請求が本条を逸脱したものとは認められない。

また、異議申立人は（異議申立人が推測する）請求者によって、情報公開請求によって入手した情報を使用して行政に対し不当な介入を行うことで、結果として更なる業務妨害を受けるとするが、本件対象公文書は、森林法違反事案に関するものであり、当該事案については、既に新聞紙上等において公にされており、違反現場周辺住民等の生活環境の悪化に直接影響を及ぼす危険性があることから、違反現場周辺住民をはじめとして関心の高いものである。従って、県の保有する情報を公開することは県の説明責任を果たし、処理状況等に関する情報を周辺住民等が検証できるようのものであり、公開する必要性は高い。

第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、鉱物採掘を昭和63年頃から行っているが、当時から林地開発許可を受けずに森林法に違反して林地開発行為を行っていた。

行政は、平成4年にその事実を知ったはずであるが、有効な森林法に基づく指導をしなかったため、その後も異議申立人の無許可開発行為は続き、平成11年には、開発地からの土砂流出という事故も発生している。しかし、それでも行政は異議申立人に対して有効な指導を行わず、結果として無許可開発地は拡大した。

また、異議申立人は、無許可開発行為のほかにも、複数の不正行為、違法行為を行っていたが、私の指摘により全て是正された。

これらの不正、不法行為が行われた原因は異議申立人の遵法精神の欠如が原因であるのは言うまでもないが、行政の無作為も大きな原因である。

私が、異議申立人の不正行為、違法行為を指摘できたのは、行政の持つ情報を情報公開請求によって入手したからであり、行政の無作為、不正行為を正すためにも情報公開は必要である。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が行う林地開発行為に伴い、実施機関が取得又は作成した公文書であり、異議申立人が実施機関に提出した森林法第10条の2第1項に基づく林地開発許可申請書、森林の復旧計画書及び実施機関が現地確認した際の状況を記録した記録簿等がある。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、本件処分は、条例の目的を逸脱した請求に対してなされたものであり、条例第1条の目的に照らして却下されるべきであること及び異議申立人に関する情報を公開することによって、情報を入手した者が当該情報を使用して行政に対し不当な介入を行うことで、結果として異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するとし、異議申立人に関する情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当することを主張していると考えられるので、これらについて以下のとおり判断する。

(1) 情報公開請求の目的及び制度の趣旨について

異議申立人は、(異議申立人が推測する)請求者の請求目的は私企業の活動の監視であり、条例第1条の目的に照らして却下されるべきであると主張する。

しかし、条例第5条に規定されているように、条例に定める公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではなく、またそれらの事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、異議申立人の主張は認められない。

また、異議申立人は、当社から提出した林地開発許可申請書や復旧計画書は私企業の活動内容に係わるもので、これらが一般に公開されることは、情報公開制度の趣旨から逸脱しているとも主張する。

この点、条例は第1条において、「県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにする・・・」と規定し、県の諸活動に関する県民に対する説明責任及び県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにしている。

確かに異議申立人から提出された林地開発許可申請書や復旧計画書には、異議申立人の鉱物採掘事業に伴う林地開発行為に関する情報等、法人の事業活動に関する情報が記載されているが、これらが非公開情報といえるかは、条例第6条各号に該当するかどうかで判断するものであり、公文書に私企業の活動内容が記載されていることのみをもって当該公文書を公開することが条例の趣旨から逸脱するものとはいえず、異議申立人の主張は認められない。

(2) 条例第6条第3号(事業活動情報)該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については、公開しないことを定めたものである。

当該規定にいう、「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、単に周知性のない誰もが容易に知ることができない情報、不特定の無関係の者に知られたくない情報というだけでは足りず、公開することにより正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものであることが必要である。

(岐阜県情報公開条例解釈運用基準参照。)

イ 条例第6条第3号該当性について

本件対象公文書には、異議申立人の鉱物採掘事業に伴う林地開発行為に関する情報等が記載されており、これらは異議申立人の事業活動に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて判断する必要がある。

この点、異議申立人は、本件対象公文書について、(異議申立人が推測する)請求者によって情報公開請求により入手した情報を使用して行政に対し不当な介入を行うことで、結果として私企業の自由及び公正な活動を阻害し、その地位と正当な利益を奪うこととなると主張するが、条例第6条第3号に規定される「法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」かどうかの判断は、公開及び非公開の対象となる情報自体について判断されるものであり、異議申立人が主張するように「特定の者が公開された情報を使用して行政に対し不当な介入を行うことで、結果として私企業の自由及び公正な活動を阻害し、その地位と正当な利益を奪う」という事情により、公開されるべき情報が非公開とされる情報になるということではない。また、条例第5条に規定されているように、条例に基づく情報公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではなく、またそれらの事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、異議申立人の主張は認められない。

そして、当審査会で対象公文書を見分したところ、実施機関により非公開とされた部分を除く異議申立人に関する情報については、林地開発行為及び森林復旧に関して記載された情報であり、公開することで異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる可能性について、異議申立人から具体的な主張もなされなかったことから、当審査会ではこれらの情報については、公開することで異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的であると認められないと判断する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成20年6月25日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年7月15日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成20年7月18日	・異議申立人、参加人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成20年7月28日 (第80回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成20年9月10日 (第81回審査会)	・実施機関及び異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・諮問事案の審議を行った。
平成20年10月8日	・参加人から意見書を受領した。
平成20年10月28日 (第82回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表

1 東農林第260号(全部公開)

	年月日	公文書名	公開する内容
1	H20. 3. 4	特定鉱山に関する林地開発許可申請補正指示について	・ 林地開発許可申請に係る補正内容
2	H20. 3. 24	林地開発許可申請に係る協議について	・ 林地開発行為に係る洪水調整池等の設置に関する協議内容
3	H20. 3. 25	林地開発許可申請に係る意見照会について	・ 林地開発行為に係る関係機関への意見照会内容
4	H20. 3. 26	林地開発行為に係る洪水調整池等の設置に関する協議について	・ H20.3.24林地開発許可申請に係る協議に対する回答
5	H20. 3. 27	林地開発許可申請について	・ H20.3.25林地開発許可申請に係る意見照会に対する回答
6	H20. 2. 29	復旧計画書	・ 森林の復旧に関する事項(面積、工事計画概要、工事数量、工期、河川狭小部検討書、工事工程表、安定解析)
7	H20. 3. 4	特定鉱山に関する復旧計画書補正指示について	・ 森林の復旧計画書に係る補正内容
8	H20. 3. 31	復旧計画書の承認について	・ 森林の復旧計画書に対する承認内容
9	H20. 3. 18	森林管理事案対応記録簿	・ 特定鉱山の緊急防災工事の完了確認に関する事項

2 東農林第260号の2（部分公開）

	年月日	公文書名	公開する部分
1	H20. 2.26	林地開発許可申請書について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に係る森林の所在場所、目的、面積の一部 ・ 土地登記簿謄本 ・ 土地所有者等関係権利者同意書のうち自署及び印影を除く部分 ・ 法人登記簿 ・ 貸借対照表のうち流動資産、固定資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、資産合計、流動負債、負債合計、株主資本、資本金、利益剰余金、利益準備金、その他利益剰余金、純資産合計、負債・純資産合計 ・ 損益計算書のうち当期純利益金額 ・ 事業報告書のうち法人事業概況説明書を除く部分 ・ 議事録のうち出席取締役の印影を除く部分 ・ 事業計画書 ・ 工事仕様書 ・ 工事工程表 ・ 写真 ・ 資金計画書 ・ 防災計画書 ・ 他法令許可証等 ・ 残置森林誓約書のうち自署及び印影を除く部分 ・ 河川管理者との打合記録簿 ・ 排水計算書 ・ 河川狭小部検討書 ・ 土量計算書
2	H20. 3.31	林地開発許可について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に係る森林の面積の一部を除いた部分